

高知県公立大学法人の第2期中期目標等について

大学法人の業務運営に関するPDCA

中期目標：設立団体（県）→大学法人【指示】

6年間の目標（H29-34）

中期目標を策定するにあたり、県は評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない（大学法人の意見にも配慮）

地方独立行政法人法
(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

中期計画：大学法人→設立団体（県）【認可】

6年間の計画（H29-34）

認可するにあたり、評価委員会の意見を聴く

中期計画終了後に実績報告を取りまとめ、評価委員会の評価を受ける

地方独立行政法人法
(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、**評価委員会の意見を聴かなければならない。**

年度計画：大学法人→設立団体（県）【届出】

H29

H30

H31

H32

H33

H34

法人は中期計画を達成するために、各年度ごとに年度計画を作成し県に届出る

年度計画については、各年度ごとに実績報告を取りまとめ評価委員会の評価を受ける

地方独立行政法人法
(年度計画)

第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第2期中期目標等関連スケジュール

平成28年度

- 4月～7月 高知県と大学法人とのワーキンググループによる中期目標案作成
- 8月30日 中期目標案に対する評価委員会の意見を聴取
- 10月26日 中期目標案に対する大学法人の意見を聴取
- 12月22日 中期目標の策定について県議会の議決
- 12月27日 大学法人に対して中期目標を指示

2月10日 大学法人から中期計画の認可申請

2月23日 認可にあたり中期計画について評価委員会から意見を聴取

2月～3月 中期計画の認可

3月末 大学法人からH29年度計画の届出